

千葉県告示第 2 2 1 号

道路の供用の開始

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始します。

その関係図面は、千葉県建設局土木部路政課において、令和 5 年 3 月 2 0 日から 2 週間一般の縦覧に供します。

令和 5 年 3 月 2 0 日

千葉市長 神 谷 俊 一

路 線 名	供 用 開 始 区 間	供 用 開 始 期 日
市道 椎名崎町 4 4 号線	緑区椎名崎町谷津 3 3 番 1 から 緑区椎名崎町谷津 3 5 番まで	令和 5 年 3 月 2 0 日